

島本町個人情報保護条例（改正概要）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【法改正（令和3年9月1日施行）】

改正前

（抜粋）
第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一
↓
十六

改正後

（抜粋）
第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一
↓
四（号の追加）
五
↓
十七

条ずれ

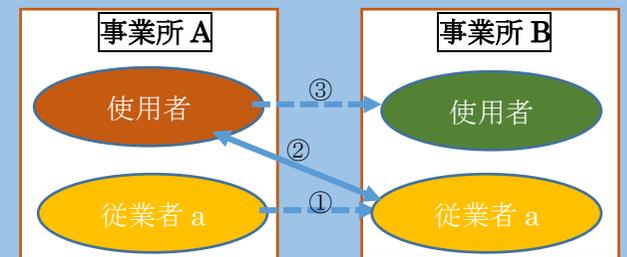
【参考】追加された条文

四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

①aがAを退職しBに就職。

②Aがaに同意（Bに個人番号を含む特定個人情報を提供することについての同意）を得る。

③AがBにaの情報を提供。



島本町個人情報保護条例

現行

（情報提供等記録の提供先への通知）
第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

改正案

（情報提供等記録の提供先への通知）
第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、本町関係条例における条ずれの整理が必要となりました。
※実質的な条例規定の内容についての変更はありません